

(2) 市町村における小型家電リサイクル実施状況の適切な把握

前述 1-(1)-ウ-(ア)のとおり、環境省は、毎年度、市町村の小型家電リサイクルの取組状況や課題等を把握するため、市町村実態調査を実施しており、市町村における小型家電リサイクルの実施の有無、実施している回収方法別の回収量などを調査している（項目資料 5-(2)-①参照）。

環境省は、市町村実態調査により得られた小型家電リサイクルの実施状況（参加市町村数、回収方法等）の集計結果について、今後の小型家電リサイクル制度について検討するための審議会資料などに活用しており、市町村実態調査による的確な実態把握が重要となっている。

また、環境省は、市町村実態調査の実施に当たり、注意事項を調査票に示すとともに、回収方法に関する設問については、回収ガイドラインを参照することなどとしている。

なお、環境省は、市町村実態調査の集計結果について、審議会資料などにおいて公表しているが、当該調査における個別の市町村の回答内容については、当該市町村の承諾なしに公表しないこととしている（共通資料 8 参照）。

ア 市町村実態調査の回答と市町村における取組内容の実態との相違等

調査対象 144 市町村における平成 28 年度市町村実態調査の回答の内容と小型家電リサイクルの取組内容の実態に相違がないか調査したところ、58 市町村（40.3%）において、次のとおり、小型家電リサイクルの実施状況、回収量及び回収方法について相違がみられた。

(ア) 小型家電リサイクルの実施状況に関する相違等

調査対象 144 市町村のうち、9 市町村（6.3%）において、消費者から排出された使用済小型家電を分別収集し、認定事業者又は認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡しているにもかかわらず、市町村実態調査では、小型家電リサイクルについて未実施と回答していた。

当該 9 市町村は、未実施と回答した理由（複数回答あり）について、i) 回収した使用済小型家電を認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡しているが認定事業者に引き渡さなければ小型家電リサイクルを実施しているとはいえないと誤解していたため（6 市町村（66.7%））、ii) 認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡しているが適正に処理されているか確認していないため（2 市町村（22.2%））、iii) どのような取組が小型家電リサイクルと位置付けられるのか調査票に示されていないため（2 市町村（22.2%））等としていた（項目資料 5-(2)-②参照）。

(イ) 回収量に関する相違

平成 27 年度に小型家電リサイクルを実施している 122 市町村のうち 22 市町村（18.0%）では、実際の回収量と市町村実態調査の回答における回収量に相違がみられた（項目資料 5-(2)-③参照）。

当該 22 市町村のうち、実際の回収量が把握できた 18 市町村(注 1)をみると、3 市町村では実際の回収量より市町村実態調査の回答における回収量が多くなっており、15 市町村では実際の回収量より市町村実態調査の回答における回収量が少なくなっている。回収量が把握できた 18 市町村の実際の回収量の合計は 957.1t、市町村実態調査の回答における回収量の合計は 820.2t となっており、136.9t の相違が生じている（実際の回収量と市町村実態調査の回答の回収量との相違の絶対値を合算すると、延べ 205.8t となる。）。

(注1) 使用済小型家電だけの回収量を計測していない等の理由から、市町村実態調査においては、使用済小型家電を含む金属ごみ全体の回収量等を回答している市町村が4市町村みられ、これらの市町村については回収量の相違の量の計算から除いている。

また、当該122市町村のうち、10市町村(8.2%)では、当該市町村全体の回収量では相違がみられなかったものの、回収方法ごとの回収量について、実際と市町村実態調査の回答に相違がみられた(項目資料5-(2)-④参照)。

実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違がみられた上記の32市町村に対し、当該相違が発生した理由(複数回答あり)を調査したところ、単純な記載誤りによるもの(16市町村)や、一部事務組合を通じて使用済小型家電を回収している場合、同組合での実施分も含めて回答することとされているにもかかわらず、同組合の回収量を含めずに回答していたもの(3市町村)のほか、次のとおり、調査票の様式の不備等に起因して相違が発生しているものがみられた(項目資料5-(2)-⑤、⑥参照)。

(調査票の様式の不備等に起因して生じている相違)

① 調査票では、当該市町村の全体回収量を記載する欄はなく、回収方法別の回収量を記入することとされているが、当該市町村の全体としての使用済小型家電の回収量しか分からないなどとして、一つの回収方法の回収量の入力欄に当該市町村全体の回収量等を記入していた(12市町村(注2))。

(注2) 市町村全体の回収量に相違がみられた4市町村(項目資料5-(2)-⑤参照)及び回収方法ごとの回収量に相違がみられた8市町村(項目資料5-(2)-⑥参照)が該当する。

② 調査票では、平成28年4月1日現在において実施している回収方法を記入後、当該回収方法別に27年度の回収量等を記入することとされているが、28年度に実施している回収方法についてのみ回収量が入力できる設定になっていることから、27年度まで実施していた回収方法を28年度は実施していない場合、当該回収方法による27年度の回収量をどのように記入すればよいかは説明されていない。

このため、平成27年度まで実施していたが、28年度は実施しなかった回収方法(ピックアップ回収)について、当該回収方法による回収量を別の回収方法(ボックス回収)による回収量に加えて記入していた。その結果、当該市町村のボックス回収による一人当たり回収量は、実際の回収量を基に計算すると約0.02kgとなるが、市町村実態調査の回答を基に計算すると約1.60kgとなり、約80倍の差が生じていた(1市町村)(項目資料5-(2)-⑥参照)。

③ 当該市町村では、分別は引渡先の再資源化事業者が行うこととしているため金属ごみの総量しか分からない状況であったが、調査票では、使用済小型家電の回収量を記入することとされており、どのように使用済小型家電の回収量を算定すればよいか説明されていないため、金属ごみの総量を使用済小型家電の回収量として記入していた(1市町村)(項目資料5-(2)-⑤参照)。

(ウ) 回収方法に関する相違

平成27年度に使用済小型家電を回収している122市町村のうち、33市町村(27.0%)では、実際の回収方法と市町村実態調査の回答における回収方法に相違がみられた。

これらの33市町村に対し、当該相違が発生した理由を調査したところ、一部事務組合を通じて使用済小型家電を回収している場合、同組合での実施分も含めて回答することとされているにもかかわらず、同組合で実施している回収方法について未実施などと回答していたもの(4市町村)等のほか、次のとおり、回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であることや調査票に回答する際の注意事項に記載がないことから相違が発生しているものがみられた(項目資料5-(2)-⑦参照)。

(回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であることに起因して生じている相違)

回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であり、実際の回収方法が回収ガイドラインのどの回収方法に該当するか分かりづらいことから相違が生じている例として、次のようなものがあった。

① 回収ガイドラインでは、「清掃工場等への持込み」は、消費者が使用済小型家電を清掃工場や資源化センター等へ持参する方法とされている(回収ガイドライン3.1.6参照)。

しかしながら、清掃工場及び資源化センター以外の施設のどこまでが「等」に含まれるのか明確でないため、市町村役場や不燃ごみの保管場や埋立場などで使用済小型家電を対面回収している市町村において、回答なし(1市町村)、ステーション回収(1市町村)、その他の回収方法(1市町村)と回答が三つに分かれていた。

② 回収ガイドラインでは、「ピックアップ回収」は、ステーションに排出された不燃ごみや粗大ごみ等から市町村が使用済小型家電を選別する方法とされている(回収ガイドライン3.1.3参照)。

しかしながら、上記と同様の取組を「ステーション回収」と回答している市町村がみられた(4市町村)。一方で、「清掃工場等への持込み」又は「戸別訪問回収」により回収した不燃ごみや粗大ごみから使用済小型家電を選別しているにもかかわらず、当該取組を「ピックアップ回収」と回答している市町村がみられた(8市町村)。

(調査票に回答する際の注意事項に記載がないことに起因して生じている相違)

調査票の注意事項に記載がないことから相違が生じている例として、次のようなものがみられた。

調査票では、ピックアップ回収の実施状況として、ピックアップの回収頻度(調査票では、週・月・年のいずれかを選択し、その期間における選別作業の回数を記入するようになっている。)を回答することとされている。しかしながら、どのような取組の実施頻度を記入すればよいか注意事項に記載されていなかったことから、認定事業者に引き渡す頻度(1市町村)やステーションで回収する頻度(2市町村)など、市町村によって回答内容が異なっている状況がみられた。

イ 市町村実態調査の個別の市町村の回答内容の情報提供について

調査対象22都道府県及び144市町村のうち、7都道府県(31.8%)及び9市町村(6.3%)にお

いて、小型家電リサイクルに関する施策の検討の参考とするため、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について情報提供してほしいとの意見がみられた。

また、51市町村（35.4%）が、事業者との契約内容の見直し等に活用するなどの理由から、使用済小型家電の売却単価等に関する情報を提供してほしいとしている（当該情報は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容に含まれる。）。

環境省は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について、当該市町村の承諾なしに公開しないこととしているが、情報提供を希望している市町村や都道府県がみられるため、売却単価等に関する情報も含め、都道府県や市町村への情報提供について検討する必要がある。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、市町村における小型家電リサイクルの取組状況等を適切に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省及び経済産業省は、回収ガイドラインにおける説明内容について、市町村の実際の取組がどの回収方法に該当するのか分かりやすく記載すること。
- ② 環境省は、市町村実態調査について、小型家電リサイクルの実施の有無、実施している場合の回収量、回収方法などについて適切に把握できるよう、調査票や回答に際しての注意事項を見直し、正確に回答するよう促すこと。
- ③ 環境省は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について、提供方法や提供内容等を検討し、市町村や都道府県に提供すること。

